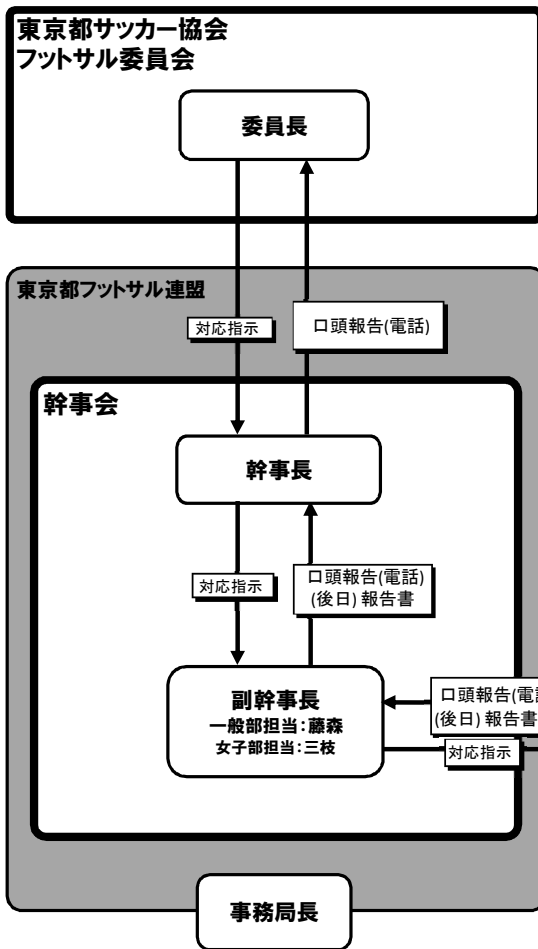
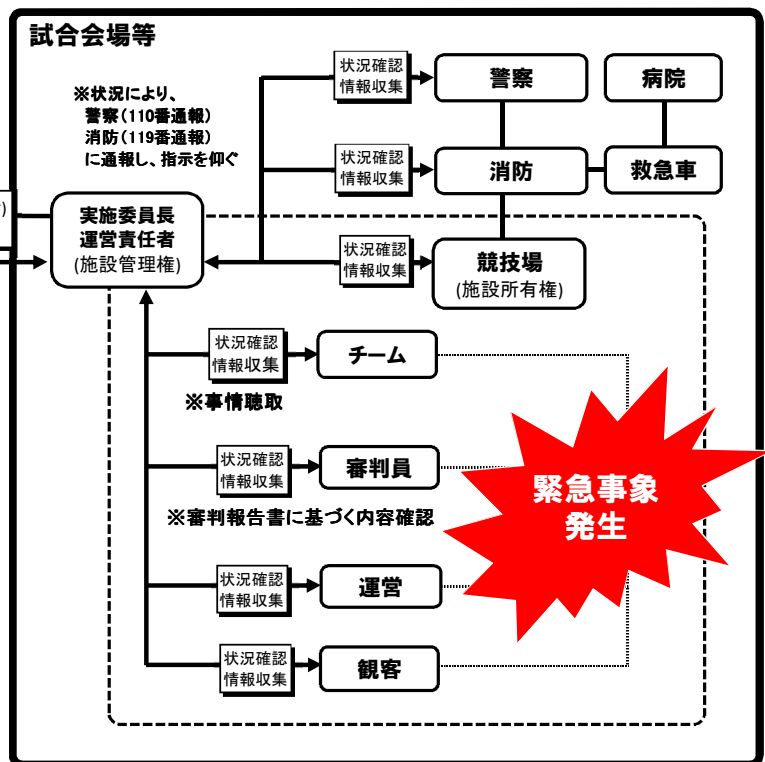


緊急時対応



項目	対応内容
口頭報告(相談)	実施委員長・運営責任者は、事態の終息後、電話等により現場にて速やかに副幹事長へ報告する。 尚、判断しかねる場合は、その場で電話等により指示を仰ぐこと。
報告書	実施委員長・運営責任者は、現場にてチーム・審判員・運営・観客等から事態の情報を収集し、時系列に沿った報告書を速やかに作成する。
審判報告書に基づく内容確認	実施委員長・運営責任者は、現場にて当該試合の審判報告書をもとに担当主審より状況を確認し、事態の状況把握を図り報告書に反映する。
事情聴取	実施委員長・運営責任者は、選手やチーム役員等の当事者より事情聴取を行い報告書に反映する。
警察・消防への通報	事態の状況により、警察・消防に通報が必要な場合は、競技場に相談の上速やかに行う。



緊急事象	対処内容
怪我人・急病人	怪我人・病人が発見されたら、運営責任者は速やかに対応する。 その時の状況により軽症の場合は怪我人・病人を医務室または応急処置するよう案内する。 重症の場合は担架で怪我人・病人を医務室またはピッチ外の安全な場所へ搬送する。 救急車で病院に搬送する場合は、競技場経由により119番通報し要請する。
地震	大きな地震の揺れを感じたら、運営責任者は、主審に連絡し直ちに競技を停止し、選手・チーム役員、運営関係者等をピッチ上から避難させる。 また、身の安全を確保しその場を動かないよう広報する。 揺れがおさまった時点で場内の安全及び怪我人が出ていないか確認する。 安全が確認されたら競技を再開させる。避難が必要であれば観客を避難させる。
停電	運営責任者は、主審に連絡し直ちに競技を停止する。放送機材も使用不能となるため、観客に着席と荷物管理の注意を促す。
落雷	屋外の場合、落雷が予想されたり、発生したら、運営責任者は主審に連絡し直ちに競技を停止し、室内などに避難するよう呼びかける。
火災	運営責任者は、主審に連絡し直ちに競技を停止する。 安全が確認されたら競技を再開させる。 火災の状況を確認し、必要であれば直ちに初期消火にあたる。大規模な場合は、運営責任者が競技場と協議し、警察・消防に連絡し指示に従う。また、施設のすべての出入り口を開放の上、場外の安全な場所に観客を誘導する。
試合中断(不成立)	競技に関して予期せぬ事象が発生した場合は、運営責任者は、主審に連絡し直ちに競技を停止し、運営責任者・審判員・チーム・その他運営関係者により検討の上、再開を協議する。 運営責任者が判断しきれない場合は、実施委員長に連絡し指示を仰ぐ。
その他	試合開催前に余裕をもって中止を判断する場合も運営責任者は実施委員長に報告する。 その他予期せぬ事象が発生した場合は、即座に試合を停止・中断し、安全を第一に考え対処する。 運営責任者が判断しきれない場合は、実施委員長に連絡し指示を仰ぐ。